

## 大学教育のガバナンスと成績評価基準(上)質保証とGPA制度

著者	林 直嗣
出版者	法政大学経営学会
雑誌名	経営志林
巻	47
号	1
ページ	85-93
発行年	2010-04
URL	<a href="http://doi.org/10.15002/00008713">http://doi.org/10.15002/00008713</a>

## 〔研究ノート〕

## 大学教育のガバナンスと成績評価基準（上）

## ＝質保証と GPA 制度＝

林 直 嗣

## 目 次

1. はじめに
2. 大学教育のガバナンス
3. 大学設置基準で定める授業、試験、及び成績評価基準  
(以上本号)
4. 試験等の得点分布の正規性と中心極限定理、正規分布検定
5. 正規分布検定の実証分析
6. 現行成績評価基準の問題点
7. 現行 GPA 制度の問題点
8. 適正な成績評価基準と GPA 制度
9. おわりに  
参考文献

## 1. はじめに

2004年4月の国立大学法人法の施行、私立学校法（私学法）の改正を契機に、国立大学も私立大学も経営とガバナンスに大きな変革を求められるようになった。林（2009a, 2009b）は、その背景に近年のバブル崩壊以降の日本において長期的な経済停滞のもとで、趨勢的な少子化が進行して入学定員に対する需要超過から需給逼迫への構造変化が起こっていること、国レベルでの行財政改革・構造改革の流れの中で大幅な規制緩和が進む一方、財政補助の削減により財政面での自立化が求められていること、商法改正など民間企業でも経営・ガバナンス改革の流れが強まっていることなど、国立大学や私立大学を取り巻く経済・経営環境の急激な変化が生じていることを指摘し、こうした経済・経営環境のさまざまな変化を踏まえ、私学法改正の狙いを明らかにするとともに、私学の経営の透明

化・明確化、効率化、およびガバナンスの強化などに関わる諸問題について、法律的側面を把握しつつ、主として経済・経営理論的な側面から分析した。

そうした経営組織の改革の流れの中で、1991年の大学設置基準の大綱化以降、教育の中身自体の改革・規律付けの問題が、教育のガバナンスとして大きくクローズアップされてきている。本稿では、大綱化と並行して導入された大学教育の自己点検・評価、FD（Faculty Development; 教員研修・教育開発）活動による自己規律付け、大学基準協会など第三者機関による認証評価、大学設置基準の遵守の厳格化、「学士力」の指針策定など教育のガバナンスの進展の経緯を踏まえ、特に成績評価基準の問題に焦点を当てて、理論的・実証的な分析を行い、そのうえであるべき適正な成績評価基準や GPA 制度について政策的提言を行う。

次の2節では、大学教育の自己点検・評価、FD（教員研修・教育開発）活動による自己規律付け、大学基準協会など第三者機関による認証評価、大学設置基準の遵守の厳格化、「学士力」の指針策定など教育のガバナンスの進展の経緯を考察する。3節では、大学設置基準の遵守の厳格化が要請されている中で、それが定める授業、試験、及び成績評価基準に対して、適正な法的解釈を行う。4節では、成績評価の原点となる試験等の得点（いわゆる素点）がどのような条件を満たすときに中心極限定理によって正規分布に弱収束するかを検討する。また実際の得点分布が正規分布に近似されるか否か、正規分布検定として使われている Kolmogorov-Smirnov 検定（KS 検定）について、要説する。5節では、KS 検定を適用して試験の得点分布のサンプル

事例が、正規分布と有意に異ならないという帰無仮説を検証する。6節では、広く使われている現行の絶対評価基準や相対評価基準の長所と短所について、理論的に検討し、その抱える問題点を明らかにする。7節では、日本でも採用されつつある現行の GPA 制度の長所と短所を理論的に分析し、その問題点を考察する。8節では、それらの分析や考察を踏まえて、教育の規律付けや質保証を推進するために、適正で合理的なあるべき成績評価基準や GPA 制度について規範的・政策的な分析を行う。

## 2. 大学教育のガバナンス

### 2.1. 少子化の進行と大学の構造改革

戦後の高度経済成長の過程で、大学や短大などの高等教育機関への進学率は1960年(昭和35年)の10%から1975年(昭和50年)には39%へと急速に高まり、入学希望者が入学定員を大幅に超過する需要超過の状態が長期にわたって続いてきた。また企業の側でも、高度成長期には企業内教育・研究を行う余裕があったために、大学の教育・研究に対して厳しい要望や多くの期待をすることもなく、「青田刈り」の慣行により新規学卒者の採用をしてきた<sup>(注1)</sup>。国も文部省の「大学設置等の量的な抑制方針」を維持して新規参入を抑制するとともに、国立大学への運営費交付金等の国庫助成、私立大学への経常費助成を通じて大学経営を財政的に補助し、金融行政と似たような「護送船団方式」を機能させてきた<sup>(注2)</sup>。このような需要超過の時代にあつては、学生・保護者からも企業からも国からも、大学・短大等の高等教育機関は大学設置基準で求められる厳格で質の高い教育内容を問われることもなく、入学定員や授業料収入を十分に確保でき、不健全な赤字財政に陥ることもなく、安定的な経営基盤を維持することが可能であった。

こうした状況を逆転させた大きな原因は、近年の日本で急激に進行している少子化、18才人口の激減である。18歳人口は1992年の205万人を最後のピークに、2008年には124万人にまでほぼ半減した。合計特殊出生率は1973年の2.14

をピークに2005年には1.26と世界最低水準にまで落ち込んだので、18才人口の減少は2005年から少なくともまだ18年は更に続いていく見込みである。また1990年のバブル崩壊以降長期的な経済停滞が続いたために、家計や企業や国の財政を圧迫してきたことも、大きな原因となってきた。

保護者や入学希望者は、実質可処分所得が低下する中で、ますます重くなる教育費負担割合に見合うだけの質の高い教育を、どの大学や短大が提供できるのか、厳しく問うて選別するようになった。失業率も高まり、終身雇用制の弊寄せを受けて未就業率が3割にも上る新規大卒者は、就職活動において大学で何を学び、何を身につけたのか、厳しく問われるようになったため、学生が大学教育を見る目も鋭くなってきた。企業も長期不況により利益率が長期的低落傾向にあったため、国際競争に敗退しないように基礎研究の強化を迫られてきたこともあり、企業内教育・研究の余裕が少なくなり、それを補完するものとして大学の教育・研究への期待を強めてきた。国も、構造改革・行財政改革の一環として大学の構造改革を推進し、大学経営の無駄をなくして効率化や透明化・明確化を図るとともに、教育内容の向上や質保証を求めようになった。

少子化に伴う全入時代の到来は、一時的・短期的な現象ではなく、長期的・趨勢的な現象であり、国公立や私立を問わずすべての大学が存亡をかけて直面している問題である。大学・短大は学生や保護者、企業、国などが求めるそうした社会的要望を真摯に受け止め、改革努力を惜しまず、受験生の減少や定員割れを回避するように努力し、構造的な赤字、財政不健全化、経営悪化を招来しないように、そして経営破綻の危機に陥らないように、弛まぬ経営努力をする必要がある<sup>(注3)</sup>。

### 2.2. 大学設置基準の大綱化と自己規律・ガバナンス

こうした社会・経済・政治的な環境の変貌の下で1991年2月、文部省の大学審議会から『大学教育の改善について』が答申され、それに基

づいて1991年6月には大学設置基準の改正が行われ、従来大学の教育課程を細部に亘って規定していた枠組みが大幅に規制緩和・自由化され、いわゆる大綱化が断行された。これによって新制大学への移行後初めて大規模な大学改革が進むことになった。各大学・短期大学は自らの教育理念・目的に基づいてカリキュラム改革を比較的に自由にできるようになったので、魅力ある大学作りに取り組み、教養部の再編成・廃止や新学部・新学科の創設などの教育組織の改革、新しいカリキュラム改革、教育方法の改革などを行うようになった。特に一般教育課程・教養部の再編成・廃止が全国的規模で行われた<sup>(注4)</sup>。

同年の改正では大綱化の一方で、大学による自己点検・評価制度を導入し、各大学に義務づけた。すなわち国家による規制を緩和し、教育の自由化を推進する一方で、それに代わる自己規律を大学自身に求める基本方向で、行政改革を行ったといえる。既に戦後の1947年に新制大学の設立基準を制定する民間専門団体として国公立大学46校が集まり、大学基準協会が設立された。1959年には財団法人となり、設置基準の大綱化を受けて1996年からは漸く会員大学の相互評価を開始し、2007年には大学、短期大学、法科大学院の認証評価機関として認定された。翌2008年からは経営系専門職大学院の認証評価機関としても認定された。大学設置基準をはじめ各種の基準を適用して会員大学の認証評価を行い、その結果は全て公表される。現在300校程度の正会員大学（評価済み）と200校程度の賛助会員大学（未評価）が協会に加盟している。2007年（平成19年）の改正学校教育法により、大学等の高等教育機関は文部科学大臣の認証を受けた大学基準協会などの認証評価機関により数年以内の周期で評価を受けることが義務づけられることになった。

また財政面でも国庫助成を削減し、私大経常費への国庫補助率では1980年度の29.5%をピークに減少し、2001年度には半分以下の12.5%まで大幅に低下したように、財政的自立化・自律化を求める方向にある。

国公立大学は設置基準の大綱化、教育の規制緩和により自由なカリキュラム改革、学部学

科再編成ができるようになった反面で、教育組織の経営・財政運営や教育の運営において自律的な規律付けをしなければならなくなった。これが「教育のガバナンス (Governance of Education)」＝教育の規律付けの考え方である。governmentが統治者による一方向的な「統治」を意味するのに対して、governanceは関係者による双方向的な規律付けすなわち「協治」を意味する。教員・学部自身による規律付け、FD（教員研修・教育開発）委員会など学内機関や理事会による規律付け、大学基準協会など第三者機関による規律付け、そして監督官庁である文科省による規律付け、それらの双方向的・体系的なガバナンスにより大学経営の透明化・明確化・効率化と共に、大学教育の厳格化や質保証をしていくことが要請されている<sup>(注5)</sup>。

2001年4月に成立した小泉内閣は、1990年のバブル崩壊以降の平成長期不況から日本経済を再生するために「聖域なき構造改革」を断行し、大学にも構造改革の波が押し寄せた。2001年6月には「大学の構造改革の方針」（遠山プラン）が発表され、「経営責任の明確化により機動的、戦略的に大学を運営する」経営改革方針が打ち出され、国立大学法人化の方向が明確化した。行政改革会議の答申を受け、2003年7月には国立大学法人法が成立し、2004年4月から同法が施行され、翌2005年4月から改正私立大学法が施行された。これにより国立大学も私立大学も経営組織面での経営の透明化・明確化・効率化、ガバナンスの強化が推進されることになった。

### 2.3. 「学士力」の質保証

さらに少子化が進む中で、大学教育のガバナンス＝規律付けを一層厳格に推進し、教育の質保証を強化する方向で、2008年9月には中央教育審議会の大学分科会小委員会は、「学士課程教育の構築」を答申し、大学卒業までに学生が最低限身に着けなければならない能力を「学士力」と定義し、「学士」が保証する能力の内容として知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力の4分野及び13項目にわたり、以下のような参考指針を提示した。

## 「1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

## 2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル  
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聴き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル  
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー  
ICT を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力  
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力  
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

## 3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力  
自らを律して行動できる
- (2) チームワーク、リーダーシップ  
他社と協調して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標実現のために動員できる。
- (3) 倫理観  
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。

## (5) 生涯学習力

卒業後も自律・自立して学習できる。

## 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」

この指針によると、教員は教壇で単に知識だけを講義する知育 (intellectual training) では不十分であり、さまざまなスキル・技能を教授する技育 (education of technical skills) も必要であり、社会生活に必要な態度・志向性・倫理も培う徳育 (ethical education) もしなければならず、またそれらを統合的に活用して創造的思考力や解決力を教育することが求められる。各教員が単独でこれらすべてを教育することは不可能なので、学部・大学全体として4年間のカリキュラム体系の中で実施すればよい。これを受けて各大学は、専攻分野毎に「学士力」を質保証するために、入学者受け入れ方針 (admission policy)、教育課程編成方針 (curriculum policy)、学位授与方針 (diploma policy) を明確化するとともに、カリキュラム再編成を行い、科目毎に学習達成目標、その達成方法、成績評価、卒業判定などについて、従来よりは明確で厳格で適正な基準を策定・実施する方向で検討しつつある<sup>(注6)</sup>。

## 2.4. キャリア教育の義務化

2007年7月の米国不動産バブル崩壊を契機として、サブプライムローン金融危機と経済不況が世界的に深刻化していく中で、日本の大学・短大生の就職内定率は2009年度にはいわゆる就職氷河期と呼ばれたバブル崩壊後の長期不況以来の落ち込みを記録した。そこで文科省は、大学生の「就業力」向上五カ年計画の柱として、全国の大学・短大にキャリア教育の実施を義務づけることになった。

「学士力」の参考方針でも規定されているように、社会的・職業的に自立できることを目標として、必要な知識の知育、スキルや技能の技育、倫理などの態度・志向性をはぐくむ徳育などがキャリア教育である。いわば「学士力」教

育の一つの実践と位置づけることができる。

そこで文科省は大学設置基準を改正し、キャリア教育を大学の正式教育として位置付け、全国約800の大学と約400の短大にキャリア教育をカリキュラムに盛り込み、かつ実施することを義務化する。正式導入は2011年度からであるので、各大学・短大は2010年度中に準備を行う必要がある。

すでに目白大学では、1年次から将来の進路形成を考えるキャリア授業をカリキュラムに組み込んでおり、また東京女学館大学では、コミュニケーション能力や情報技術など社会人として必要なスキルや技能を各授業でどのように育成するかを全授業で示す取り組みをしており、これらが具体的事例として想定されている<sup>(注7)</sup>。

### 3. 大学設置基準で定める授業、試験、及び成績評価基準

入学希望者が入学定員を上回る需要超過の時代には、教育の質保証とか規律付けということは問題にさえされなかった。しかし少子化で定員割れが見られるようになった今日では、それらが厳しく問われるようになってきている。教員自身や学部・大学自身によるFD活動や自己点検・評価制度でも大学基準協会による認証評価制度でも、評価の基準となるのは大学として最低限満たさなければならない大学設置基準であり、それに基づいて教育の規律付け、ガバナンスを厳格に遂行することが要請される。今日でも設置基準に満たない授業や教育が一部に行われているが、FD活動、自己点検評価、認証評価などを通じて善処が求められている。そこで本節では、大学設置基準が要請する授業、試験、及び成績評価基準の要件について、文部科学省見解に準拠しつつ整合的な法的解釈を検討する<sup>(注8)</sup>。

#### 3.1. 授業の実施期間

大学設置基準では、「(各授業科目の授業期間)第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間にお

いて授業を行うことができる。」と定めている。

各授業科目は、二期制の場合は半期で15週、通年で30週にわたる期間を単位として、三期制の場合は一期で10週、通年で30週にわたる期間を単位として、授業を行わなければならない。

第二十五条では、「(授業の方法)第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定めているので、この「授業」には、講義、演習、実験、実習、実技など教育を受ける業務が含まれるが、30週の授業期間内の試験やレポートなど学修成果を測定する行為は含まれない。この授業期間の内に試験を行うことは、設置基準では想定していないし、「授業」には含まれない。授業期間内に試験やレポートなどを実施することは、設置基準に抵触するわけではないが、もしそれらを実施して「授業」の時間を使った場合は、必ず補講を実施して「授業」時間を充当しなければならない。

国公立大学では従来からこの基準は比較的によく遵守されてきたが、私立大学では2月から入学試験を行うところが多く、この基準を守れない大学が少なからずあった。しかし少子化の進展に伴って「学士力」の内容が厳しく問われる時代になってから、授業をきちんと行うことは教育機関として最低限必要なことであるから、文科省による改善の要請が強まってきた。大学設置基準は省令であり、法令の一つであるので、遵守しなければならない、それに違反したりそれを満たさない場合は好ましくはない。しかし文科省見解によれば、それをもって直ちに「違法」ということではなく、それを満たすように、改善の方向性をもって善処すればよい場合もある。

#### 3.2. 期末の定期試験等

大学設置基準では、「(一年間の授業期間)第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。」と定めている。

第二十三条で各授業科目の授業期間が通年で30週必要であると定め、第二十二條では「定期試験等」の期間を含めて一年間の全体の授業期間は

35週にわたらなければならないと定めているので、「定期試験等」の期間は5週が必要である。二期制に分けているところでは前期試験と後期試験の合計で5週あればよい。

「定期試験等の期間」に行う「定期試験等」は、最終的な学修成果を判定するためのものであり、必ず実施しなければならない必須要件である。この「定期試験等」を二十三条で定める30週にわたる「授業」の一部として実施することはできない。その30週とは別途の5週において実施する必要がある。

「定期試験等の期間」を5週としたことにはそれなりの合理性がある。試験ではカンニング等の不正行為を防止するため1列置きに着席させるので、少なくとも2倍の教室数が必要となる。すると同じ時間帯の授業が試験でバッティングするので、その調整を含めて必要な教室数を2.5倍としたものと見られる。前期試験と後期試験があるので、合計では5週が必要となる。しかし実際にはそれでもまだ教室数が足りずに、小教室での授業では「定期試験等の期間」に試験を実施することが難しいために、30週の授業期間内での試験を実施して「定期試験等」に代替する措置を取る大学がある。しかし設置基準上は本来、小教室授業を含めてすべての授業で、30週の授業期間を確保し、定期試験等を含めて35週を確保できるような、教室設備をもたなければならない。よって「授業内試験」による代替措置は、設置基準を満たすような教室設備をもつまでの経過措置と位置付け、善処をすることが好ましい。

「定期試験等」とは、定期試験を当然含むが、「等」とあるので第二十七条の但し書きと併せ読むと、「演習等の授業科目」では必ずしも「試験」に馴染まないその他の評価方法で、大学が定める適切な評価方法を含めてよいと解釈できる。

30週の授業期間内でのいわゆる授業内試験、小テスト、レポートなどについては特に定めはないが、授業期間内に行うことは想定されていない。またこれらはあくまでも中間段階の学修成果を測定するに留まるので、最終的に学修成果を判定するために必須の「定期試験等」には

該当しない。

### 3.3. 試験と単位

大学設置基準では「(単位の授与) 第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。」と定めている。第二十一条第三項では「第二十一条 3前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。」と定めている。

第二十七条により「単位を与える」ためには「試験の上」が必須条件であり、必ず「試験」を実施しなければならない。第二十三条により30週の授業期間には、講義等の授業をしなければならず、「試験」を実施することは想定していないので、「試験」とは第二十二条の「定期試験等の期間」に必須要件として実施する「試験」がそれに該当する。

「試験」の定義は定めてないが、文科省見解によれば通常の常識の理解による試験と解釈してよい。すなわち第1に試験の日時が「定期試験等の期間」に定められていること、第2に試験の会場が定められていること、第3に学生証などによる本人確認が試験監督により行われること、第4にそれらが事前に学生に公表・周知されていること、という形式を満たす成績評価の方法と言える。筆記試験か口述試験か、辞書等の参照可か参照不可か、は問わない。

「試験の上単位を与える」とあるので、「試験」は必ず実施しなければならないが、その上で授業期間内の授業内試験、小テスト、レポート、平常点などにより中間段階での学修成果を評価して、「試験」による最終的な評価に加算することは問題ない。しかし必須要件としての「試験」を実施せずに、必須要件ではない授業期間内の授業内試験、小テスト、レポート、平常点だけで単位を与えることはできない。旧来

においては「試験」を実施しないでレポートや平常点だけで単位をつけた例が稀に見られたが、そうしたやり方は設置基準に違反するので、善処することが好ましい。

ただし第二十七条但し書きにより、「卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目」については、「試験」以外の方法で大学が定める適切な方法により、最終的な学修成果を評価して単位を与えることができる。これらの授業科目は例示であり、「等」というのはこれらに類似する実習、実験、実技、インターンシップなどの授業科目を含めてよいと解釈できる。

「大学が定める適切な方法」とは、個々の担当教員が定めるという意味ではなく、大学として適切であると定めた方法をいう。学校教育法では、「第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定めていることに基づき、通常は大学では教授会規定により成績評価、進級判定、卒業判定などの重要事項は教授会が審議・決定としている。したがって「大学が定める適切な方法」とは教授会が定める適切な方法と解してよい。

個々の教員が成績の評価やその方法を提案しても、最終的に教授会において審議・決定するという手続きが必要である。また成績調査により成績評価を変更する場合でも、個々の教員が勝手に変更する権限はない。成績評価は個々の教員ではなく大学として行うので、必ず成績変更願を教授会に提出し、その了承・決定を得なければならない。

### 3.4. 授業の方法、内容および授業計画の明示

大学設置基準では、「(成績評価基準等の明示等)第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。」と定めている。

半期で15週、年間で30週の授業期間における授業の方法、内容、授業計画を、「大学は」大学として発行する講義概要・シラバス等に予め明示しなければならない。「大学は」とあるので、各個別教員ではなく「大学」としての責任において行う必要がある。「あらかじめ」というのは授業の開講に先立って、という意味であり、

開講後ではない。

学校教育法では、「第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。」と定め、学校が授業料の徴収権を有することを明記しているので、「大学」として学生に授業を提供し、その代価として「大学」が授業料を徴収する。よって講義概要・シラバス等は、大学と学生との間の授業契約の契約書の一つとしての役割を果たすものである。学生は講義概要・シラバス等を見て履修する科目を選択し、履修登録を行う。もしも履修登録後に履修者の了解を得ずに講義概要・シラバスの一部を変更する場合には、契約条件の一方的な変更に該当するので、履修者はそれなら別の科目を選択したはずであるといつて履修登録を変更する権利が発生する。よって履修登録後に講義概要・シラバスを変更する際には、履修者全員の了解を得ることが望ましい。また虚偽の記載があった場合には、虚偽表示に該当する恐れがあるので、十分な注意が必要である。葉でいえば、講義概要・シラバスは効能書きや説明書に相当する。葉を購入後に効能書きの一部が違っていたといつて一方的に変更する場合には、購入者には返品の手続きが権利が発生する。もちろん虚偽表示は好ましくない。

半期で15週、年間で30週の授業期間における授業計画には、第二十五条でいう講義、演習などの授業の計画を記述する。期末の定期試験はそれに含めてはならず、半期で16週以降、年間で31週以降の「定期試験等の期間」に実施する旨を書く必要がある。学生に分かりやすいように年間の授業計画をできるだけ詳しく書けばよく、毎回の授業計画を30回別々に分けて書くことは必須要件ではない。

### 3.5. 成績評価基準の明示

大学設置基準では、「(成績評価基準等の明示等)第二十五条の二 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と定めている。

学修成果の評価や卒業認定には「客観性及び



厳格性」を確保することが必要であり、それを満たす成績評価基準や卒業認定基準を定めて予め明示しなければならない。また成績評価や卒業認定はそれらの基準に従って適切に行わなければならない。第二十七条で「試験の上単位を与える」と定めているので、試験の得点からどのように「客観性及び厳格性」を確保しつつ、文字成績 (Letter Grade) による成績評価を導くか、その評価方法を明記する必要がある。

授業期間内の小試験やレポートは必須ではないが、それらによる得点を「試験」による得点に加えて総合得点を算出してもよく、その場合には総合得点の算出方法を、学生に分かりやすく、できるだけ詳しく書く必要がある。例えば、得点算出方法として「総合得点は定期試験(70%)、授業期間内の小試験(15%)、レポート(15%)を合計して算出し、それに基づいて成績評価を行う」という書き方でもよいが、パーセント比を書くことは必須要件ではない。

講義概要・シラバス等に「期末の定期試験」により成績評価を行うと予め明示した科目は、第二十七条但し書きにある試験以外の評価方法を採用する科目ではないので、定期試験等の期間に試験を実施しなければならない。実施しない場合は、「契約」に反することになり、第二十五条の二の2項に違反する。ただし、やむを得ざる理由により途中で評価方法を変更する場合は、

口頭だけでなく文書等で大学および履修者全員にその旨周知し、了解をとらなければならない。例えば、問題の分量や難易度を斟酌して「総合得点は定期試験(60%)、授業期間内の小試験(10%)、レポート(30%)を合計して算出し、それに基づいて成績評価を行う」と変更する場合、変更の周知徹底ができずに混乱を起こすよりは、最初からパーセント比を書かない方が無難なことがある。あるいは「総合得点は定期試験(70%)、授業期間内の小試験(15%)、レポート(15%)を合計して算出し、それに基づいて成績評価を行うが、問題の分量や難易度を斟酌してその割合を変更することがあるので予め了承されたい」と表記しておく方法もある。

予め明示した得点算出方法に基づいて試験等の総合得点を算出し、それから文字成績による成績評価を導く基準は、各大学の各学部で成績評価基準として予め明示されている。日本の大学で通常採用されている成績評価基準には、以下のような4段階評価基準、または5段階評価基準がある。それぞれに絶対評価基準 (absolute evaluation: AE) と相対評価基準 (relative evaluation: RE) があるが、形式上・建前上は絶対評価基準であっても、実質上・実際的には相対評価基準を採用するケースが多々見られてきた。ただし区分の点数やパーセンテージは、各大学各学部によりさまざまである。

#### 4段階成績評価基準

絶対評価基準 AE4	相対評価基準 RE4	成績評価 1	成績評価 2
100～80点	100～85% (上位15%)	優	A
79～70点	84～50% (次の35%)	良	B
69～50点	49～15% (次の35%)	可	C
49～0点	14～0% (下位15%)	不可	D

#### 5段階成績評価基準

絶対評価基準 AE5	相対評価基準 RE5	成績評価 1	成績評価 2
100～90点	100～90% (上位10%)	秀	S or A+
89～80点	89～65% (次の25%)	優	A
79～70点	64～35% (次の30%)	良	B
69～60点	34～10% (次の25%)	可	C
59～0点	9～0% (下位10%)	不可	D

## 〔注〕

- 注1：私学をめぐる社会・経済等の状況の変化については、片山（2006）が詳細な考察をしている。
- 注2：教育の「護送船団方式」については、金子（2001）が最初に指摘したと見られる。
- 注3：清成（2008）は少子化の進行に反して大学、学部等の新設が多くあり、供給過剰の状態になったので、「定員割れの状況などから破綻する大学が出てきてもおかしくない」と警告している。
- 注4：大綱化を共通（教養）教育の立場から分析・評価した論考に、林正人（2003）がある。
- 注5：米澤（2005）の指摘によれば、「多くの国で、国レベルのガバナンスとして、大学・政府・市場の関係を左右するような質保証や評価の問題については、大学や学問の自律性や自治論に関わる慎重で複雑な議論の途上にある。…全ての国が日本のように一気に認証評価などのア krediteーションの全面実施を進めているわけではないのである。」日本で教育のガバナンス問題が急速にクローズアップされてきた理由としては、世界で最も急激な少子化が進行しているという要因が大きいと見られる。
- 注6：読売新聞朝刊2010年3月30日号による。
- 注7：私立大学情報協会では、「学士力」の指針に基づいて、各専攻分野毎に達成目標、達成方法、測定方法などについて、2009年度には報告書をまとめて文科省へ提言し、また加盟大学へ報告した。
- 注8：文部科学省高等教育局大学振興課及び高等教育企画課へのヒヤリングに基づいている。